

令和2年度4月 第1回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年4月28日（火） 午前10時00分 ～ 午前11時45分

開催場所 あま市甚目寺庁舎 2階 大会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	原 健一	書記	深見 訓英
部長	山内 浩		後藤 大輔
			安田 晴紀

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 3 号 現況証明願について
日程第 6	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
日程第 7	議案第 5 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案作成者の追加について
日程第 8	議案第 6 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について
日程第 9	議案第 7 号 農地法第 1 8 条の規定による許可申請について
日程第 1 0	報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 4 号 農地改良届について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人です。 定足数に達していますので、令和2年度4月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 3番 菱田 茂 委員及び、4番 加藤 勝 委員を指名します。
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
議 長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第1号1番につきまして説明いたします。 議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～3ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は古道千束地内の田の太陽光パネル設置への転用となっております。 太陽光発電施設を設置することで、生活費の確保をするとともに、国策でもある売電事業を行うことで、地域の電力供給に寄与したいとのことです。 一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。 周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

事務局

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は 4 ～ 6 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島宮東地内の田で、駐車場への転用となっております。

生活環境変化に伴い、不足する駐車場を確保するための申請となっております。本申請はすでに現地が転用済みのため、土地所有者の始末書が添付されております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第 2 種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、4 月 2 7 日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、4 月 2 3 日には三輪委員と現地確認をさせていただいております。

議長

議案第 1 号につきまして、私と事務局にて申請のあった農地について現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

只今、事務局から説明・報告がありました。議案第 1 号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 1 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 1 号は承認されました。

議長

日程第 4 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局

(説 明)

議案第 2 号 1 番につきまして説明いたします。

議案の 3 ページをご覧ください、参考資料は 7 ～ 9 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花正金岩越地内の田及び畑の資材置場への転用で、所有権移転となっております。

事務局

譲受人は北名古屋市中で塗装業を営んでおります。

事業所の移転により、資材置場を建設するものとなっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から1000m以内及び住宅割合が40%を超える区域内の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は10～12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町桂宮前地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

申請者は申請地東側で就業労働継続支援B型施設及び喫茶店を建築し、当該施設を利用するための駐車場を確保するための転用となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所（支所）から1000m以内及び住宅割合が40%を超える区域内の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、4月27日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、4月23日には三輪委員と現地確認をさせていただいております。

議長

議案第2号につきまして、私と事務局にて申請のあった農地について現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

只今、事務局から説明・報告がありました。議案第2号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第2号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第2号は承認されました。

議長

日程第5 議案第3号「現況証明願について」を議題とします。

事務局から説明させます。

事務局

(説 明)

議案第 3 号につきまして説明いたします。

議案第 4 ページをご覧ください、参考資料は 1 3 ～ 1 5 ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波中屋敷地内の畑で、20 年以上前に建築し、現在も居宅の一部として使用しているため、証明が見込めます。提出された書類には国土地理院発行の航空写真があり、20 年以上前に建設していたことが確認出来ております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局から説明、報告がありました議案第 3 号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 3 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第 3 号は承認されました。

議 長

日程第 6 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局

(説 明)

議案第 4 号につきまして説明いたします。

議案の 5 ページをご覧ください。

農地所有者につきましては、1 名、貸付地は 1 筆、借受者は 1 名となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局から説明、報告がありました議案第 4 号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 4 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

議案第 4 号は承認されました。

議 長	日程第 7 議案第 5 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案作成者の追加について」を議題とします。事務局から説明させます。
事務局	(説 明) 議案第 5 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案作成者の追加について」を説明いたします。議案の 6 ページをご覧ください。 現在、農地中間管理事業で利用権を設定する場合、地権者から農地に利用権を設定したい申請を元に、耕作者を決定する農用地利用配分計画案をあま市で作成をしておりました。 この度、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正され、農用地利用配分計画案の作成者を、法律に適合する団体でかつ農業委員会が認める場合は追加することができる条文が新しく追加されました。 申請のあった追加する作成者である海部東農業協同組合は、中間管理事業の前身である農地利用集積円滑化団体でもあり、現在も農地中間管理事業の推進に努め、農地集積と集約化を図っているため法律の基準に適合します。 このことから、「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案作成者の追加」は、海部東農業協同組合を追加したいと思いますので、協議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明、報告がありました議案第 5 号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第 5 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第 5 号は承認されました。
議 長	日程第 8 議案第 6 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	(説 明) 議案第 6 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」を説明いたします。議案の 7 ページをご覧ください。

事務局

農地の権利移動許可の要件となっている下限面積の規定については、都府県は50a、北海道は2haとなっておりますが、農業委員会がその地域の実情をふまえて「別段の面積」を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積とすることができます。

あま市及び合併前の3町においても、下限面積を30aと定め、現在にいたっております。

下限面積を定めようとする場合、設定区域内において、その定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね4割を超えるように算定されなければなりません。あま市において30a以下の農地を耕作している農家は4割を超えております。

このことから、「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」は、あま市全域において引き続き30aに設定したいと思いますので、協議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局から説明、報告がありました議案第6号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第6号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。挙手全員です。

よって議案第6号は承認されました。

議長

日程第9 議案第7号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明させます。

事務局

（説明）

議案第7号「農地法第18条の規定による許可申請について」を説明いたします。議案の8～10ページをご覧ください。

賃借人・賃貸人は、議案のとおりとなっております。申請地は甚目寺郷前地内の田と畑で、賃貸借解除の申請となっております。

申請人から提出された資料及びヒアリング、賃借人のヒアリングなどを基に、愛知県農業振興課と協議をし、次いであま市顧問弁護士と

事務局	打合わせをした結果、農地の賃貸借の解除の要件となる農地法第18条第2項の各号に該当しないため不許可が見込めますので、協議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事務局から説明、報告がありました議案第7号について、何かご質問等がございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第7号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。挙手全員です。
議長	よって議案第7号は承認されました。
議長	日程第10 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第4号「農地改良届について」を事務局から一括報告願います。
事務局	(報 告)
議長	只今、事務局から報告がありました、報告第1号から報告第4号について、何かご質問・ご意見等ございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦労様でした。 次回の農業委員会でございますが、5月28日(木)午前10時からの予定ですが、議案の数によって調整させていただきます。 よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 菱田 茂

署 名 委 員 加藤 勝